

警務甲達第41号
令和元年11月12日
〔改正 令和3年3月11日〕
警務甲達第129号

各部、課、隊、所、校、署長 殿

福井県警察本部長

福井県警察職員の昇給取扱要領の制定について

みだしのことについては、福井県警察職員の昇給取扱要領の制定について（平成29年警務甲達第9号。以下「旧要領」という。）のとおり運用しているところであるが、見直しを行い別添のとおり制定したので、適正かつ効率的な運用に努められたい。

なお、旧要領は、廃止する。

別添

福井県警察職員の昇給取扱要領

第1 目的

この要領は、福井県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和29年福井県条例第24号。以下「条例」という。）、福井県一般職の職員等の給与に関する条例施行規則（昭和32年福井県人事委員会規則第1号）及び初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和44年福井県人事委員会規則第14号。以下「初任給規則」という。）に基づく警察職員（以下「職員」という。）の昇給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2 勤務成績の証明等

- 1 初任給規則第35条に規定する勤務成績の証明及び評価は、福井県警察職員の人事評価に関する訓令（令和元年福井県警察本部訓令第29号。以下「人事評価訓令」という。）別表第1に掲げる調整者（以下「評定者」という。）が過去1年間の人事評価により行うものとする。

なお、過去1年間とは、前年度の10月1日から3月31日までの人事評価（後期）と今年度の4月1日から9月30日までの人事評価（前期）をいう。

- 2 初任給規則別表第8に掲げる職員の基準号給数に係る区分（以下「基準区分」という。）、基準区分の意味及び基準号給数は、次のとおりとする。

基準区分	基準区分の意味	基準号給数
A	勤務成績が極めて良好	8号給（2号給）
B	勤務成績が特に良好	6号給（1号給）
C	勤務成績が良好	4号給（昇給なし）
D	勤務成績が良好であると認められない	1号給、2号給、3号給又は昇給なし（昇給なし）

（注1）基準号給数内の括弧書きは、条例第4条第9項の規定の適用を受ける職員（以下「昇給抑制職員」という。）に適用する。

- 3 評定は、第4における人事評価の結果及び第5における適用区分によって行うものとする。

- 4 評定者は、3の結果に基づき各職員の基準区分を決定後、勤務成績証明書（別記様式第1号）に評定結果を添付し、本部の警務課長を経て本部長へ報告するものとする。

なお、基準区分Dの評定をした場合は、理由書（別記様式第2号）を併せて提出すること。

第3 優秀職員の数等

- 1 基準区分A及びBの職員（以下「優秀職員」という。）の数は、職員定数の100分の25以内の人数とする。

- 2 優秀職員に係る昇給の号給数の合計は、基準区分Aの昇給者数を職員定数の100分の5以内、基準区分Bの昇給者数を職員定数の100分の20以内の人数として得た各々の昇給者数に当該号給数を乗じて得た数の合計を限度とする。

- 3 本部長は、1及び2に定める範囲内において、評定者ごとに優秀職員の数及び昇給の号給数の合計を定め、評定者に通知するものとする。

- 4 評定者は、3で通知された優秀職員の数の範囲内で優秀職員を評定するとともに、基準区分Dの職員についても評定し、本部の警務課長を經由して本部長に報告するものとする。

第4 人事評価の結果

人事評価訓令の総合評価を反映した人事評価の結果は以下のとおりとする。

人事評価の結果	前年度後期	前期
第1グループ	A	A
第2グループ	A	B
	B	A
第3グループ	B	B
	A	C
	C	A
第4グループ	C	B
	B	C
第5グループ	C	C
第6グループ	いずれかの総合評価がDを含むもの又はEを含むもの及び第5の基準区分Dの職員	

注：評定については、人事評価の結果が上位である職員と下位である職員の間で逆転が生じないように行うものとする。

前年度後期の総合評価がない職員にあつては、当該職員の前期の総合評価を踏まえて評定者が基準区分を定めるものとする。

第5 基準区分Dの職員の号給数等

職員が、昇給日を基準日として過去1年間（当該期間の中途において新たに職員となった者については、新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間）において、次表のいずれかの適用区分に該当する場合は、その期間の勤務成績が良好であると認められないものとした基準号給数とする。

番号	適用区分	基準号給数
1	訓戒を受けた職員	2号給 (昇給なし)
2	3日以上5日未満の日数を正当な理由なく勤務を欠いた職員	
3	その者の職務について監督する地位にある者から注意、指導等を受けたにもかかわらず、勤務成績が良好でないことを示す明白な事実が見られた職員又はこれに相当すると認められる職員	
4	懲戒処分を受けた職員	昇給なし (昇給なし)
5	5日以上の日数を正当な理由なく勤務を欠いた職員	
6	3に掲げる職員で、その態様が著しい職員	
7	福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年福井県条例第2号。以下「勤務時間条例」という。）第13条に基づく病気休暇が6分の1以上2分の1未満であった職員	2号給 (昇給なし)
8	7に掲げる日が2分の1以上であった職員	昇給なし (昇給なし)

9	1 から 3 までのいずれかに該当し、かつ、7 にも該当することになった職員	昇給なし (昇給なし)
(注 1) 基準号給数内の括弧書きは、昇給抑制職員に適用する。 (注 2) この表中番号 7 及び 8 の勤務しなかった日には、勤務時間条例に定める休日、年次休暇、特別休暇及び勤務を要しない日を含めない。		

第 6 基準区分 D の場合における取扱いの例外

第 2 において、その者の勤務成績を総合的に判断した結果、基準区分 D（適用区分 3 及び 6 を除く。）の当該号給数として取り扱うことが著しく不相当であると認められるときは、以下の事由を理由書に記載して提出するものとする。

- (1) 仮に基準区分 D に該当する事実がなければ、A の基準区分に決定されることとなる場合の理由
- (2) 基準区分を D に決定した場合に著しく公平を欠くこととなる理由

第 7 基準区分の職員への通知

本部長は、基準区分が A、B 及び D の職員に対し、昇格昇給発令通知書（人事給与電算事務提要様式第 5 2 号）にその旨を表示して通知するものとする。

第 8 復職時等における号給の調整等

1 職員が次のいずれかに該当する場合は、その期間内は昇給なしとする。

- (1) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条第 2 項により休職に付されたとき。
- (2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）により育児休業をしたとき。
- (3) 勤務時間条例第 15 条に基づく連続した介護休業をしたとき。
- (4) 公務上の負傷若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）第 2 条に規定する通勤をいう。）による負傷若しくは疾病により治療を行うため算定期間の全期間を勤務しなかったとき。
- (5) 勤務成績が不良である福井県警察職員の指導・教養に関する要綱の制定について（平成 28 年警務甲達第 27 号）第 4 の規定に基づく指定を受けたとき。

2 1（1）から（4）までに該当する者が復職したときは、初任給規則第 44 条に基づき号給を調整する。

第 9 昇給の記録

本部の警務課長は、この要領に基づく昇給の実施状況を記録しておくものとする。

別記様式省略